

## 第 4 回佐倉市大学等の誘致に関する懇話会 要録

|  |  |                                    |                   |
|--|--|------------------------------------|-------------------|
| 日時   | 平成 26 年 11 月 7 日（金）10 時 00 分～11 時 54 分 | 場所                                 | 佐倉市役所 1 号館 3 階会議室 |
| 出席者  | 懇話会委員：有村委員、淡路委員、下井委員、山崎委員、湯川委員（五十音順）   |                                    |                   |
|  | 事務局                                    | 福山企画政策部長、井坂企画政策課長、丸島主幹、上野副主幹、平岡主査補 |                   |
|  | その他                                    | 傍聴 5 人                             |                   |
| 内 容  |  |                                    |                   |
| <p><b>開会</b></p> <p>（事務局）</p> <p>本日は、前回第 3 回会議時にご意見をいただいた点について、追加調査を実施し、資料の再調製を行ったので、ご報告させていただき、それに基づく議論をお願いしたい。</p> <p>では、佐倉市大学等の誘致に関する懇話会設置要綱第 6 条に基づき、会長に議長をお願いする。</p> <p><b>議事</b></p> <p>（会長）</p> <p>ただいまから、第 4 回佐倉市大学等の誘致に関する懇話会を開催する。</p> <p>本日は、前回会議時に委員から追加調査の要望があった佐倉市と各大学との連携状況、及び他団体における誘致事例調査の補足について、事務局からの報告を受け、それぞれの内容について各委員からご意見をいただきたい。続いて、前回会議の中で各委員から出されたご意見や、本日新たに出されるご意見を踏まえて、大学誘致に伴う公的支出のあり方というテーマに沿って、次回に向けて論点の整理を行いたい。それでは、事務局から報告をお願いする。</p> <p><b>1. 佐倉市と各大学との連携状況調査報告</b></p> <p>（事務局）</p> <p>資料 1 頁「佐倉市と各大学との連携協定一覧」をご覧ください。</p> <p>現在佐倉市と連携協定を締結している大学等は、学校法人女子美術大学、学校法人順天堂、学校法人東邦大学、千葉敬愛短期大学であり、資料は連携協定の行われた順に掲出している。</p> <p>協定事項は、大学の特色や今まですでに行われている協働事業の実績を踏まえたものとなっており、教育や地域、人材育成が主なものである。</p> <p>現在行われている協力実績、実施事業の主なものは次のとおりである。</p> <p>学校法人女子美術大学とは、さくらフェスタファッションショー、公民館こども向けワークショップ、市政 60 周年記念 CM 作成、大村智理事長講演会等を実施している。</p> <p>学校法人順天堂とは、市民カレッジ等への講師派遣、小学生通学合宿運営協力、健康・スポーツ分野講演会、順天堂記念館の資料作成、市小中学校への実習生受入等を行っている。</p> <p>学校法人東邦大学との間では、病児病後児保育事業への協力、定期的な市民公開講座、中学生を対象とした外科手術体験セミナー、東邦大学里山応援隊による里山保全活動等が行われている。</p> <p>千葉敬愛短期大学には市民カレッジ等への講師派遣、夏休み子ども向け公開講座、通学合宿運営協力、市立美術館実物作品を用いた授業研究をして頂く一方で、市側でも市小学校、保育園への実習生受入等を行っている。このように、創設者等が佐倉ゆかりの大学あるいは佐倉市に大学または大学関連施設が立地している大学等と連携を行っている。資料 1 の報告は以上である。</p> <p>（会長）</p> <p>事務局説明について質問はあるか。</p> <p>（委員）</p> <p>平成 24 年 4 月から今年にかけて 4 つの大学と立て続けに協定を行っている。これは、新たに市の方針を打ち出したとか、何か理由があるのか。</p> <p>（事務局）</p> |  |                                    |                   |

市長は従前から、佐倉と歴史的なゆかりのある大学とは協力関係を築きたいと考えていたようだ。そのような中で、女子美術大学との間で事業協力のお話が出て協定を締結することとなった。これをきっかけに順天堂大学とも連携協定締結の話が進んだという経緯がある。その後、地元の教育機関であり、既に協力関係もあった東邦大学と千葉敬愛短期大学との間でも協定が締結された。

(会長)

私も、いずれの大学とも、平成 24 年から立て続けに協定締結がされた経緯を疑問に感じていた。これは市から積極的に働きかけたものか。

(事務局)

女子美術大学及び順天堂大学とは、理事長と市長がお会いする機会があり、市長から歴史的経緯をご説明しながら提案し、協定につながったという経緯がある。東邦大学及び千葉敬愛短期大学からは、以前から協力関係があったが、先の 2 大学との連携協定の記事が広報に掲載されたことなどを契機に先方からご提案をいただいたものである。

(会長)

確認だが、協定締結はこの時機となったが、それ以前から協力関係があったということか

(事務局)

どちらの大学とも市の諸事業への協力や教育実習の受け入れなど、以前から協力関係があった。それを、協定という形で整理したのがこのタイミングであった。

(委員)

大学側も一般的に社会に開かれた大学を求められ、地域との連携という視点を持つようになったということもこの一連の動きにつながったのではないかと感じる。これらの連携協定は市からの助成金の支出等には関係なく締結されたという理解でよいか。

(事務局)

市の事業において、大学教員等を講演や講座の指導者として依頼する場合には、協定の有無に関わらず個別の事業費や謝礼等をお支払いしているが、協力大学へ補助をすることは行っていない。

(委員)

順天堂大学との連携事業はどの学部と行っているか。

(事務局)

順天堂大学のほか、女子美術大学、東邦大学については、学校法人との間で包括協定を締結しているため、学部の特定はしていない。事業の例として、順天堂大学からは、医学及び佐倉順天堂の歴史に関する分野も含めて、ご協力いただいている。東邦大学との間では、市内に医学部附属病院だけでなく大学とは別組織である看護学校も含めて連携をさせていただいている。千葉敬愛短期大学については、唯一、市内にキャンパスを置く短期大学との間で協定を締結している。

(委員)

協定の締結に当たり、協定内容について、市として一定の方針やルールは作っているのか。それともその都度個別に交渉し、協定内容を決定しているのか。

(事務局)

明文化されているものはないが、地域の発展や市の公共事業などにご協力いただけるかどうかという視点で検討し、決定してきた。大学によって得意分野が異なるという点を踏まえて、一つひとつ事案ごとに協議をした上で定めている。包括協定はともに協力関係を築いていくという意思表示であり、後に具体の協力事案について、個別協議や個別協定の締結を行うこともある。

(委員)

内容についてはその度ごとに一つひとつ詰めていくということか。

(事務局)

基本的にはそのとおりである。ただ、大学も行政も部門が多岐にわたるため、お互いが窓口担当課を定めて情報を集約し、同じテーブルで出し合うという作業を毎年 1 回は行っている。

(委員)

その内容は市民に公表されているのか。また、議会への報告などは行っているか。

(事務局)

協力事業の内容までは、定期的には公表していない。議会に対しては、協定締結時に、その時点における具体の協力事業の内容等はお示ししたと思う。また協定書の条文はホームページに掲出している。

(会長)

協定書に記載されている事項は具体的な記述となっているか。

(事務局)

例として、佐倉市と女子美術大学との連携協働に関する協定書では、第2条で、(1)教育、文化の振興と発展のための連携、(2)人材育成のための連携、(3)まちづくりのための連携、(4)産業振興のための連携、(5)その他両者が協議し必要と認める連携、以上を行うとしている。

(会長)

了解した。

## **2. 他団体における誘致事例調査（補足）報告**

(事務局)

資料2頁「他団体における誘致事例調査（補足2）」をご覧ください。

前回会議時に委員から指摘のあった点を踏まえ、前回会議に報告した大学への補助の額に加え、無償譲渡あるいは無償貸与を行っている土地の想定価格を加えた額を試算した。なお、土地価格については、1件を除き、路線価あるいは近隣の基準宅地を基にした想定値であり、実際の不動産取引価格は需給や土地の形状等、様々な条件により大きく異なるものであるため、あくまでも参考値であることに注意が必要である。なお、前回同様、個別具体の自治体名、大学名が判明できる形での掲出は控えている。

概要は資料のとおりであるが、無償譲渡あるいは無償貸与を行っている土地の想定価格の中央値は約10億4千万円であるが、大学誘致のために取得した1件を除き、市有地を提供したものである。この想定価格により算出される固定資産税及び都市計画税収入の中央値は約1,200万円である。補助額のうち、実支出額の中央値は1億8千万円であるが、想定される土地価格を参入した中央値は7億1,650万円となる。

資料2の報告は以上である。

(会長)

ただいまの報告に関して、内容の確認や質問はあるか。

(委員)

無償譲渡の場合はその土地の価格についてだいたいの推計を行ったということは理解したが、無償貸与の土地にかかる年間賃料はどのように算出したのか。

(事務局)

固定資産税相当額を算出した。

(委員)

土地価格の算出方法は、キャンパスの面積に近隣地の評価額を乗じたということか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

無償貸与は何年間とされているか。

(事務局)

30年間という事例が多かった。

(委員)

無償譲渡は完全に土地が大学のものとなっているのか。

(事務局)

所有権が移転されている。

(委員)

大学が移転や撤退した場合などはその土地をどうするかといった契約や条件等は把握しているか。

(事務局)

個別の返還規定の有無について、1件1件の把握はしていないが、返還規定がなかったために問題となっている事例もある。補助金支出の場合についても、葛飾区などの一部事例を除き、補助要綱等において撤退時の取扱規定を設けているという話はあまり聞かない。

(会長)

今までは進出後に撤退するというケースを想定していなかったのかもしれない。近年事例が増えてきたため、規定を設けるようになったのか。

(委員)

以前は、大学は都心を離れた場所にあっても、学生はいくらでも集まるイメージがあった。今のようないまの事態は想像できなかったのだろう。

(事務局)

ただ、個別の補助金規程に返還規定がなくとも、別に定めている可能性はある。国には補助金をもって取得した財産を処分する際の制限規定がある。一般的なルールでは、国の規定に準じて固定資産としての価値があるまではその処分に制限をかけるという考え方が一般的ではないかと思う。

(会長)

いずれにせよ、撤退された場合の対策として何らかの考え方が必要となろう。

### **3. 各委員の意見に基づく論点の整理**

(事務局)

資料3は、前回会議においての各委員の意見の要旨を項目形式にまとめたものである。

資料4は、第1回から前回までの議論を集約し、報告書の論旨となるようにまとめたものである。前回から大きく変更している点は、表記を「である」調から「ですます」調に修正した。要旨自体は変更していない。

主な内容の概略は次のとおりである。

1. 大学誘致の背景についてであるが、(1) 全国における大学誘致の歴史では、ここでは過去の大学誘致について記載した。大学の整備の背景など、文脈上追記した部分がある。

昭和55年(1980)に、定住圏構想に基づく地方再生の一方策として、国土庁(当時)は「大学関係者のための学園計画地ライブラリー」を設置し、誘致をする自治体と大学の橋渡しを始めたこと、

昭和61年(1986)に当時の文部省が発表した3回目の高等教育計画である「昭和61年度(86年)以降の高等教育の計画的整備について」において、公私協力方式による大学、短大設置構想が打ち出され、各地で公私協力方式による大学誘致が行われることとなったこと、

平成15年度(2003)から大学や学部の収容定員の増を抑制してきた方針が基本的に撤廃されたこともあり、都市部の大規模校に志願者が集中し、公私協力方式により設立された地方の小規模校には学生が集まりにくくなったこと、

平成14年(2002)には、それまで大都市において大学キャンパスの設置を規制していた「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」及び「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」が廃止されたことにより、大学施設の大都市回帰の動きが更に強まったことを記述している。

(2) 他の地方公共団体における大学誘致では、地方都市と大都市圏では、大学誘致に関する背景、条件が大きく異なり、また、首都圏内においても23区内と周辺都市とでは状況が異なること、過去10年間に行われた市区町村による大学の誘致に伴い、地方公共団体が支出した補助金の額の中央値は約2億円だが、ごく少数の大都市部に有名大学が開設された事例においては多額の補助金が支出されていること、

誘致はケースバイケースによる決定がなされ、事前に汎用的な補助制度を設置することは難しいこと、各地の誘致事例において、少子化の影響等により廃校となった小中学校や高等学校の跡地、施設の再

利用の一環として、大学等が誘致された事案が散見されることを述べている。

(3) 市議会における議論や市民の意見では、市議会は概ね賛成であり、一部の少数意見も誘致に伴う高額な財政負担、過大な負担を危惧するものであること、市民意識調査の結果では、誘致をする大学に対して補助金支出等の直接的支援を行うことについて否定的な意見がわずかに多いが、若い人は賛成が上回ること、大学誘致に期待する効果としては、定住人口の増加やコミュニティの活性化に対する期待が高いが、若い人は「雇用の場」「地域への愛着向上」などの期待が高いことを記載している。

**2. 誘致の方針について** (1) **大学誘致の効果**には、大学の設置による効果は、経済的な効果に限定されるものではない。教育的な側面、地域コミュニティの振興の側面などで発生する様々な効果を重視する必要があること、

雇用の拡大については、効果を感じたと回答した地方公共団体は4分の1に留まり、大学の誘致により雇用機会の大幅な拡大を期待することは難しいのではないかとと思われることを記載した。

(2) 誘致する大学の選定では、「大学が設置されることイコール若者が増えること」と安易に期待をすることはできないこと、いろいろな形の大学があるので期待した効果が得られるとは限らない。どのような目的をもち、どのような大学を誘致するのかが重要であることを述べている。

(3) 公的支援の内容には、第三者が関与した場合の法的な権利関係など借地利用の場合の問題点と討議意見を加えた。

(4) 補助金の交付では、過去に行った総合病院の誘致と大学誘致を比較した場合、病院誘致のほうが市民への直接的なメリットが高いので、それを上回ることは考え難いという意見を記載している。

(5) 継続性の確保では、先ほどの議論にもあったが、一番は誘致した大学に長くいてもらえることだが、もし撤退された場合、どのような対応をしていくか、危機管理の点も含め考慮すべきとの記載をしている。

3. 重視すべき視点については、ここでは、結論に近いものとして、「何のために大学を誘致するのか」という点について、政策的な意図を明らかにすることが重要であることとしている。

以上のように、これまでの議論を整理した。

(会長)

これまでの議論を踏まえ、懇話会において出された意見を資料4として事務局で整理していただいたので、項目ごとに質疑を行いたい。

(会長)

「1. 大学誘致の背景」について、この部分に対する質疑はあるか。

(委員)

抽象論であり、この部分については特に言うべきことはない。

(委員)

資料8頁「地方公共団体が支出した補助金の額の中央値は約2億円となっています。」との記載があるが、今回、無償貸与あるいは無償譲渡の土地想定額の調査を行ったので、それを加えた場合、約7億円の助成額となると追記されてはどうかと考える。

次に、同頁、小中学校や高等学校の統廃合に対し、「地元地域からの強い反対も予想される中で、整理統合が必要となった学校を、大学という形に変えて、地域の拠点として残していくことは地域コミュニティにとって非常に意義があると思われます。」と記載されているが、小中学校はコミュニティと密接に関わっていると思うが、高校は生徒の通学が広範囲なため地域コミュニティとの関わりが薄く、大学は更に薄くなるため、この表現のままでよいか疑問に感じる。跡地活用の有効な方法という点では意義があると思うが、地域コミュニティの形成に意義があるという点はどうだろうか。

(委員)

それはそれぞれの事例ごとのやり方次第と言えるのではないか。地域コミュニティの部分での使い方もありえないものではないと考える。補助の内容にもより、どういう大学とどのように連携していくか次第であり、全くできないものではない。

(委員)

地域の活性化には効果があると思われるが、地域コミュニティとなると住んでいる人の共同体、共同運営をさすものであり、大学の設置によって共同体運営が活性化するとは言い難い。実際に小中学校と比較すると、地域の子供たちの少ない高校は、地域コミュニティとの関わりが薄い。

(委員)

高校は関わりが薄いかもしれないが、むしろ大学のほうが地域とのつながりを重視しており、可能性があるといえる。

(委員)

確かに小中学校は必ず地域との関わりがあるが、大学もやろうと思えばできなくはない。文章中の表現のように、当然のように意義があるとまでは言えないが、否定しきれるものではない。

(会長)

では、事務局で表現について再度検討をお願いします。

(委員)

補助金額の中央値約 2 億円だけでなく、補助には土地の無償貸与、無償譲渡もあるという先の委員が指摘された点は重要である。しかし、直接的支出である約 2 億円と試算値の 7 億円という推定値を並べて記載するのはいかなるものか。数字を出すうえで違和感を覚える。近隣の地価から推定した非常に大まかな推計値であるとの説明を加えるべきであろう。

(事務局)

この部分についても表現を検討したい。

(委員)

8 頁「補助金交付について事前に一律的なルールを作っている例は、ごくまれであることから、事前に汎用的な補助制度を設置することは非常に難しい」とある。前段は現状認識だが、後段は佐倉市にとって難しいのか一般的に難しいということなのか。

(事務局)

一般的なものと推定しているが、言い切っているところについては改めたい。ここでは、具体例を特定せずに補助ルールを作っている地方公共団体が少ないという意図であった。

(委員)

条例等を作るのは一般的に難しいと推定しているということか。

次に、「廃校に対しては～」以降は 11 頁 2 (2) 誘致する大学の選定 で書くべき内容ではないだろうか。状況説明と、客観的背景を記述する部分とは分けたほうがよいのではないかと。前半は客観的状況だが、後半は唐突に懇話会としての評価となっているため、そこは分けるべきであろう。

(委員)

9 頁市民意識調査の設問の説明の中で、「このことから、佐倉市が大学誘致を積極的に進めるという立場に立っていることがわかります」という表現の仕方が、懇話会と市の関係において違和感を覚える。

(委員)

「このことから～」の一文を削除し、「また」も取り、記述を続けたほうが自然であろう。

(委員)

9 頁 3 段落。「誘致による効果については、市民は、大学誘致は佐倉市に何らかの効果をもたらすと期待していますが、その期待内容は、分散し、多岐にわたっています」とあるが、年齢別の特徴。分散し多岐にわたっているという記述は段落の最後に入れるほうがよいのではないかと。結論として様々な期待があるということを述べるほうがよいだろう。

(会長)

9 頁「誘致をする大学に対して補助金支出等の直接的支援を行うことについて肯定的な意見を持つ人の割合は、否定的な意見を持つ人の割合を僅かに下回っていますが、30 歳代より若い世代に限ると、補助金支出に肯定的な意見が、否定的な意見を上回っています。」とあるが、「が」でつなげると最後の文章を強調したかのようなため、句点で区切るほうが客観的となる。検討いただきたい。次に、「2. 誘致の方針について」の質疑をお願いします。

(委員)

9 頁、(この算出法により)「導き出された数値は、楽観的なものにならざるを得ません」とあるが、調査結果をかなり否定的に捉えている印象を受ける。会議でもそのような意見も一部あったが、有効な統計的手法により算出されたものであるため、妥当性があるという前提で文章を記述すべきではないか。

(委員)

限られた情報しかない中で佐倉市という限定的な地域での経済効果を算出するのは難しい。手法としては正しいものの、「佐倉市が千葉県全体で見た場合と同様の産業構成を保持しているわけではない」ために限界があることがポイントであり、その結果、効果額の数字が最大限のものになってしまうことをここでは正確に伝えるべきだ。

(委員)

議論の中でも最大限という表現をされていた記憶がある。

(委員)

「あくまでも理論的に算出されうる最大値にすぎない」という記述とするか。「楽観的」という表現については、捉え方によりさまざまな使われ方をされるので、ここは慎重な表現とするべきであろう。

(委員)

文中、「コミュニティ」という単語が多く用いられているが、本来は地域共同体という意味なので、ここでは「地域の活性化」という表現でよいのではないか。

10 頁「誘致にあたっては、それらのデータを踏まえて、誘致の目的、行政側が期待する効果等をあらかじめ整理し、なぜ、その大学(学部・学科)を誘致する必要があるのかを分かりやすく市民に明示すべきであると考えます。」とあるが、表現は、あたかも市がそのような説明を怠っているかのよう捉えかねないと感じる。懇話会意見として市に注文をつけているような書きぶりだが、これはどうだろうか。

(委員)

懇話会の立ち位置により論じ方も変わってくるが、地方自治体における懇話会の役割として、このように市側に提示を行うことは不適切ではないと考えるがどうだろうか。

(委員)

全く問題ないと私は考える。ただ、この部分については不作為に対する批判を行う意図はないので、そのように捉えられるなら問題だが、そもそもこのような議論はなかったと思うので、ここは表現上の問題ではないか。

(委員)

該当部分を読む限りでは、現に行っていないものを行うよう注文しているようには読み取れないが。

(事務局)

このような点が重要であるという趣旨だったかと思われるので、表現を考えたい。

(委員)

なぜ大学を誘致するのかを市民に説明するのが重要だという文脈では議論していない。どのような政策でも議会や市民への説明責任は当然に生まれるものであり、ここでは、目的に合わせてどういう大学を選ぶか、あるいは、どのような内容に対しどのような補助をどう行うか、目的と補助との連動関係が大切である。説明責任があることは当然であるので、そのことを前提に、今回の誘致ではこのようなことを重視するのでこのような大学、市がこういうことを求めている、それが実現できるからこの大学に補助するという、理念と具体的な内容との連動関係が大切であり、ただ誘致するだけであってはならないということをごここで申し上げたつもりである。委員の指摘のとおり、現在の文章の内容は本意ではない。ここは誘致の内容であって、説明責任については手段である。どうしても言っておきたいなら、「なお当然のことであるが～」と前置きし、述べることもできるが、説明責任は全ての事柄について生じるのであり、わざわざ書くまでもない。逆にここに書くことによって逆に説明責任が限定的なものとして捉えられるおそれもある。

次に、10 頁「最も重要な視点は、大学の設置による効果は、経済的な効果に限定されるものではな

いということです。」中、「最も」という表現は妥当か。

もう一点、「大学の設置による効果は、」以降、「経済的な効果に限定されるものではないということです。大学は市内の高校生にとっては進学先であり、地元企業にとっては人的資源の供給主体となります。また、市民に高度な専門知識を供与する学習機会の提供主体ともなるわけです。このように経済的側面以外で、大学の誘致により様々な面で効果が発生する可能性があります。経済的（波及）効果は重要な要素のひとつではありますが、それ以外にも」までを削除し、前回までに議論があった、防災対策。といった今後の自治体にとって重要なものとなる視点について加えられたい。大学が誘致されれば、それなりの大きな施設が市に登場することになる。災害があった場合の避難場所の確保や施設の有効活用、特にグラウンド・体育館など避難場所となりうる場所が増えることはこれからの自治体にとって大事なことである。例えば、「防災を中心とする公的インフラの拠点」など、表現は適宜考えられたい。

（委員）

大学誘致の経済効果算出にあたり、スポーツ系大学が市内に進出した場合を前提としていながら、「誘致する大学の選定」は一般論的に記載されているのでちぐはぐに感じられる。スポーツ系、順天堂大学に関する将来性や佐倉市とのつながり、連携事業や自己評価財務評価などについて触れるほうがいいのではないか。まったく白紙で検討するのか、具体的なところを想定するのかでだいぶ書きぶりが異なってくる。

（事務局）

今までの会議録を基に要旨を作成しているため、議論に上がらなかったものは極力加えないようにしている。市としては、当初から他大学からご提案いただいた場合にも採用できるよう、大学誘致全般についてご意見をいただきたいということお話ししており、報告書もそのような形を想定している。

（委員）

総論と各論で分ける方法もある。

（委員）

健康科学部新キャンパス設置にかかるものとして経済波及効果を計算している。意見書中においても具体的な大学の誘致に関する記述を行ってもよいのではないか。

（委員）

（2）誘致する大学の選定の全体的なトーンが慎重に判断すべきという論調である。確かにそのような意見も出されていた記憶があるが、それはおそらく最初の段階でアンケート調査結果を確認し、誘致を前提としているとした市の方向とのバランスを取り、誘致によって起こりうるいいことも悪いことも両方意見として出されていたと思うが、論調が一方に傾いていないか。

（委員）

これを総論とするにはトーンが慎重すぎる。誘致には、いい面がたくさんあるという前提が必要であろう。

（委員）

この部分については、内容の問題というよりは、文脈の流れとタイトルの問題であり、「大学誘致にあたっての留意点」としたほうがいいのではないか。内容については私は現在書かれているとおりであると考える。

（会長）

11 頁「大学ならばどこでも良いから誘致するという考え方はいかがなものか」という表現が気になった。このような意見が出たわけではないので削除されたい。

（委員）

用地の無償貸与について、公的支援の内容として書く意味は何か。市が貸与する場合ならあえて入れる必要はないのではないか。

（事務局）

第三者からの無償貸与を想定している。そのため、「また、仮に用地の無償貸与が実行される場合に「民間企業からの」という前提の記述を入れるべきであったが、抜けていた。



(委員)

貸主が民間企業からとなることは前提として議論すべきことなのか。

(会長)

現在出ている案件がそれに該当している。

(委員)

背景の説明がないとこの部分は伝わりにくいであろう。

(会長)

この部分に関しては「また、仮に～」の段落を(5) 継続性の確保 に入れるほうが適切ではないか。

(委員)

大学が撤退しない場合でも、学部への入れ替えが起こることもある。佐倉市と大学との関係として見た場合、ある学部を想定して事業を一緒に行うと思うが、継続性の視点も必要だろう。

(委員)

そのような大きな変更がある場合は、市に相談や報告を求める必要があるのではないかと。縮小・撤退なども今後は出てくるだろう。

(委員)

(4) 補助金の交付 の内容を(3) 公的支援の内容 に入れるべきではないか。また、12頁「いずれにしる」は「さまざまな支援の可能性があるので」としたほうが適切であろう。

(委員)

(4) 補助金の交付 は別に項立てして掲出する必要はないだろう。

(会長)

この部分は主たる結論部分になると思うが、書かれていることが少なすぎる印象を持った。事務局で議論を整理いただき、各委員にお諮りいただきたい。

(委員)

12頁「大学誘致に伴う補助金の規模は、過去に行った病院誘致を上回る規模の補助金支出は適当ではないと思われます」とあるが、病院誘致を上回らなければよいと受けとられかねないので表現は慎重にされたい。

病院誘致では、東邦大医療センターの場合、用地費15億円、関連事業費3億円、計18億円支出している。病床は451床、教職員は約1000名で、患者数は数倍と推察される。大学誘致と比較して経済効果も市民の利益も大きい。また、聖隷佐倉市民病院の誘致に当たっては、建設費等補助が20億円、関連事業費1億円、合計21億円の支出を行っている。病床は294床、職員約700名、こちらも患者数はその数倍と想定するとかなりの効果がある。それと比べると大学誘致への補助は相当に下回ってもいいのではないかと。例えば病院の半分ぐらいを上限と考えるべきではないかと私は考える。

また、佐倉市では企業誘致も熱心に行っている。補助金検討委員会資料で、株式会社QVCジャパンへの補助の資料があるが、それによると5年間で固定資産税分5億円強の補助を行っている。企業誘致よりは大学誘致のほうが市民メリットが高いのではないかとこの点を踏まえ、これを上回る程度の補助を検討すべきではないかとここで具体的に述べておきたい。これまでの佐倉市の補助制度や額との整合性を考慮すべきである。

(委員)

企業誘致について、事務局に確認を求めるが、企業誘致補助制度設計において、固定資産税を預かって、その分の補助を行っているが、その他の税収の効果が大きかったと記憶している。考慮に当たっては、そのあたりも確認していただきたい。

(事務局)

企業誘致の場合、自治体によっては固定資産税免除のところもあるが、佐倉市では企業誘致補助は固定資産税として収入後、相当分を補助金として支出している。法人市民税収入については増収となり、ご指摘のとおりである。

(委員)

企業誘致で5億円を支出しているというだけの記述では誤解を与えるおそれがある。単純比較はで

きないものであるが、ただ、補助金の中でも最大規模の額であるため触れておく必要はあるだろう。

(事務局)

大学の場合は非課税であり、そもそも固定資産税収入がないので、そのあたりも踏まえ、誤解が生じないよう表記を工夫したい。

(会長)

先の委員から出された具体的な補助金額に関する部分を意見書に反映するという点についてはどう考えられるか。

(委員)

補助金額に関する記述はこの意見書の重要なポイントになると私思う。市がこれまで行ってきた補助は、今後の判断材料となるため加えてよいのではないか。

(委員)

確かに具体的な事例に関する情報を出すこと大切である。過去の支出を並べ、それを上限とする記載は誤解を与えるという指摘ももっともである。しかし、病院への補助額の半分と規定することに根拠はない。「例えば」などきちんとした留保を行わない限り、半分ということに懇話会がお墨付きを与えるという誤解を生みかねず、いかがなものかと考える。また、補助金交付に関して、交付を前提した記述となっている。

(委員)

私もその点に関しては気になった。

(委員)

「補助金を交付する場合は～」と書き出さないと誤解を生む。そして、やはり半分としても3分の1としたとしても根拠がない。

(委員)

補助金の額については、上限は病院誘致と比較したそのあたりで、下限は企業誘致を行った際の実例だろうと思う。誘致を行う以上は一定の補助金を出さざるを得ないし、出さないと誘致とはいえないのではないかと私は考える。それがどの程度なら市として妥当性があるのかを政策判断する際の材料として、懇話会の意見を示すことが大事ではないだろうか。

(委員)

本日の資料2にもあるように、土地の無償譲渡や無償貸与も含め、直接補助を支出する事例ばかりではない。

(委員)

「公的支援の内容には様々なスタイルがある」と書き出し、その一つとして物的なもの、また、金銭的なものと分け、そこから「補助金を支出する場合は、」と文章をつなげてはどうか。

(会長)

(5) 継続性の確保 については、先に少し触れたがこの部分に関して質疑はあるか。

(委員)

補助金の交付については、内容と手法とかに分けてはどうだろうか。(4) 補助金の交付 では、どういう内容の支援をするかという論述となっているが、手続と実体という発想で整理すべきである。支援に当たって、どういうやりかたをするかということを考えるときに、きちんと政策をもって説明しなくてはならない。大学も事前に市に説明しなくてはならない。その中で継続性の確保といった視点も入ってくる。補助の内容と継続性の確保は同じレベルの論点とは言えない。先に本文中で出した内容をここでまた繰り返すかどうかは別に考えるとして、一番大切なことは、「なぜ」と「内容・手続」が連動すべきであることをここで述べる必要がある。

### 3. 重視すべき視点について

(委員)

「何のために大学を誘致するのか」のくだりは、市は目的を不明にしたまま誘致を進めていると捉えられるので、書き方を再考されたい。

また、最後の「たとえ、誘致にあたっての～」の文章の趣旨が不明であり、違和感を覚える。私は

補助金支出に当たっては、重視すべき点が三点あると考える。一つは市民の合意形成、二つめに市の財政状況に見合うべきものであること、これは過大でも過小であっても適当ではないと考える。そしてもう一つが、市の他制度との整合性である。

(会長)

私も当該部分については趣旨が分からないため、事務局に検討いただきたい。

(委員)

最後の 5 行は削除し、先の委員のご発言「なぜ誘致するか」と誘致内容と手続きとの連動についてまとめて締めくくるほうが適切かと思われる。

(委員)

ここは、きちんと目的を説明し、その目的と内容に整合性があれば、市民の理解は得られるということをや延べたかったのかと思われるが。

(会長)

事務局で整理をお願いします。早めに送付いただき、事前に意見を出していきたい。

#### **4. その他事務連絡等**

(事務局)

本日のご指摘、論点整理等内容を精査して次回資料としてご提示する。気になる点や、ご意見などあれば後日でも事務局にお伝え願いたい。

(会長)

本日の議事はこれで終了する。

(11 時 54 分終了)